

高所作業車

特定自主検査記録表

3 年 間 保 存

証明書
発行日 20 年 1 月 9 日

様式SR-HL-01-F

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用証明書
発行No. 1-27標準
No. 1091226

メーカー名	ア、ポライト	管理 No.	TO-006	使用者住所 氏名又は名称	中城村字久場1991番地 町田機工株式会社
型式	X32N	走行 距離	— km	機械管理者氏名	町田宗才
製造 番号	50218-06	稼働 時間	5593 h	検査業者登録番号	第 17 号
性能 (作業床高さ)	9.75 m	車検 有効期間	— 年 — 月 — 日	検査業者又は事業者 住所・名称	沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(株)
検査 実施場所	町田機工(株)うるまヤナ	検査者 氏名	平川善之	責任者 氏名	又吉 悟
検査 年月日	H30 年 1 月 9 日				

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
エンジン(D/ディーゼル/G/ガソリン)	1	本体	★ a 始動性 かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動 ★ b 回転の状態 アクセルの作動、回転具合 アイドリング回転(min ⁻¹)、無負荷最高回転(min ⁻¹) ★ c 排気の状態 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ ★ d エアクリナー ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量 ★ e 締付け シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み ★ f 弁すき間 弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm) ★ g 圧縮圧力 圧縮圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6 ★ h 噴射圧力 噴射圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6 ★ i 噴霧状態 噴霧状態 良○・不良× 1 2 3 4 5 6 ★ j 過給器 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ ★ k エンジンマウント ブラケットのき裂・変形、緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 目視、触診 トルクレンチ シックネスゲージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター 目視、聴診 目視、レンチ等		
			*ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。			
			*弁すき間の異常による異音がなく、検査項目No.a,b,cに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。			

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容	区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
エンジン(D/ディーゼル/G/ガソリン)	2	★ 潤滑装置	油量、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・損傷	目視			下部走行体(ホイール)	21	ホイール(タイヤ)	空気圧、き裂、損傷、偏摩耗、溝深さ、異物、取付、リム等のき裂・損傷・変形・ベアリング部のがた・異音・異常発熱	目視、聴診、触診	✓	
	3	★ 燃料装置	燃料漏れ、ホースの損傷・老化、*エレメントの汚れ・詰まり	目視、テスター				22	減速機(チェーン式を含む)	異音、異常発熱、油量・汚れ、油漏れ、摩耗	目視、聴診、触診	✓	
	4	高圧ガス噴射装置/G	ガス漏れ、導管等のき裂・損傷、ボンベ・クランプの取付、損傷	目視				23	ロッド、アーム類	き裂・損傷・曲がり、ダストブローのき裂・損傷、連結部がた・摩耗、取付	目視、探傷器	✓	
	5	ブローバイガス還元装置/G	バルブ作動、バルブ・配管等の詰まり・損傷	目視、操作				24	ナックル	連結部がた、すき間、き裂	目視	—	—
	6	★ 冷却装置	水量・汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等のき裂・損傷・変形・取付	目視、触診、スケール、レンチ等				25	かじとり車輪	ステアリング角度、スロットルボルト取付、接触	目視	✓	
	7	点火装置/G	ディストリビューターキャップき裂、コードはめ合い、端子摩擦・焼損、ブレーカー等の接触面焼損・突起、電極・碍子の汚れ・焼損・破損、Trユニット取付・損傷・端子緩み、点火時期	目視、タイミングライト				26	走行ブレーキ	効き(制動距離 m)	操作	—	—
	8	★ 電気装置	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、触診、テスター				27	駐車ブレーキ	効き	目視	✓	
	9	エアコンプレッサー/D	異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク凝水、作動	目視、操作、聴診				28	車体	き裂・変形、取付	目視	✓	
								29	ビーム、ロック	伸縮、き裂・変形、ロック制動	目視、操作		
電動機(直流)	11	電動機本体	振動、異音、ブラシ摩耗・当たり、コンミテーター汚れ・摩耗、取付	目視、聴診、スケール	✓		下部走行体(クロール)	31	起動輪、遊動輪	き裂・変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、触診		
	12	駆動用ベルト	たわみ、ベルト損傷・摩耗、カバーき裂・損傷・変形	目視、スケール	—	—		32	上部ローラー、下部ローラー	き裂・変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、探傷器		
	13	コンタクター	機能、接点損傷・摩耗	目視、操作	✓			33	履帯	シューき裂・変形・摩耗、ボルト・ナット取付、リンク・ブシュのき裂・摩耗、ピッチ長、たわみ、ピン抜け出し	目視、スケール		
	14	保護装置	ブレーカー等の作動	操作	✓			34	ゴム履帯	スチールコード切断・損傷、ゴムの欠け・老化・摩耗、心金脱落、張り	目視、スケール		
	15	制御盤	機器損傷、ヒューズ容量・取付	目視	✓			35	履帯調整装置	作動、調整ボルト等のき裂・変形、腐食、摩耗、油漏れ	目視、操作、探傷器		
	16	バッテリー	液量、比重、端子の緩み・損傷・腐食、容器損傷・液漏れ	目視、比重計	✓	✓		36	走行減速機	異音、異常発熱、油量・汚れ、油漏れ	目視、聴診、触診		
	17	充電装置	機能・異音、異常発熱、ブレーカー作動	操作、聴診、触診	✓			37	走行ブレーキ	効き	操作		
	18	配線	接続部緩み、損傷	目視	✓			38	駐車ブレーキ	効き	目視		
	20	フロントアクスル、リアアクスル	き裂、損傷、変形、ピン結合部損傷・がた	目視、探傷器	—	—		39	下部架台フレーム、ブラケット	き裂、損傷、変形、しゅう動部摩耗、取付	目視、探傷器		
								41	ブーム(ラダー)	曲がり(全体、個別)、ねじれ、ラップ部へこみ、側面板のうねり、打こん、局部へこみ、パッド部のがた・*摩耗、溶接部き裂・損傷	目視、スケール、探傷器		

3 年 間 保 存

T0-006

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容	区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
作業装置	42	絶縁ブーム 絶縁カバー	き裂、損傷、汚れ、取付	目視	—	—	操作	70	操作レバー、 スイッチ、 ボタン等	作動、ストローク、がた 保護ブーツ損傷、銘板の汚れ・欠損	目視 操作	✓	—
	43	ヒンジピン	連結部がた、取付	目視	—	—		71	リモートコン トロール装置	作動、ストローク、がた 保護ブーツ損傷、銘板の汚れ・欠損	目視 操作	—	—
	44	伸縮又は 屈折機構	チェーン・スプロケットの損傷・ 摩耗・たるみ・取付ピン損傷・抜 け止め異常、リンク・ピンのき裂・ 損傷・取付・連結部がた、ワイヤ ロープ直径減少・索線切れ	目視 スケール	—	—		72	作業範囲規制装置 (伸縮・起伏・旋回)	作動、損傷、取付	目視 操作	—	—
	45	送油装置 (ケーブルベア)	シープの取付・損傷・摩耗・変形、 作動、損傷、取付、油漏れ、電線 ケーブルの損傷	目視 操作	—	—		73	過積載防止装置	作動、損傷、取付	目視 操作	✓	—
	47	リフトアーム、 マスト	異音、引っ掛かり、がた、き裂、 ねじれ、かじり、取付、ヒンジ 損傷・取付、連結部がた	目視 操作	✓	—	安全装置	74	車体傾斜角警報装置	作動、損傷、取付	目視 操作	✓	—
	48	リフトチェーン 又は ワイヤロープ	損傷、摩耗、取付ピン損傷・ 抜け止め異常、たるみ	目視	—	—		75	アウトリガーインターロック	作動、損傷、取付	目視 操作	—	—
	49	平衡装置	作動、ロープ・チェーンのき裂・ 損傷・たるみ・摩耗、シープ等の き裂・摩耗、ターンバックル・取 付ピン損傷、抜け止め異常	目視 操作	—	—		76	緊急停止装置	作動	目視 操作	✓	—
	50	プラットフォーム、 手すり	き裂、変形、腐食、開閉、 ロック作動	目視 操作	✓	—		77	非常用ポンプ装置	作動、取付	目視 操作	✓	—
	51	バケット、 バスケット	き裂、変形、ライナー損傷、取付	目視	—	—	アウトリガー	78	角度計	作動、損傷、目盛、取付	目視 操作	—	—
	52	安全帯用 ロープ掛け	損傷、取付	目視	✓	—		79	アースリール	取付、損傷、抵抗	目視 テスター	—	—
	53	首振り装置	作動、ロック作動、異音、減速機 等の損傷・油漏れ、油漏れ、 ベース・リンク等のき裂・変形、 摩耗、ボルトの緩み、シールの損 傷、取付	目視 操作 聴診	—	—		80	その他 規制装置等	作動、損傷、取付	目視 操作	—	—
	54	旋回装置	作動、異音、ベアリング等、 ロックピン・チェーンのき裂・変 形、スライド部のガタ、取付	目視 操作 聴診	✓	—		81	ビーム、 ビームボックス、 フロート	引っ掛かり、き裂、変形	目視 操作 探傷器	—	—
	55	昇降・スラ イド装置	異音、異常振動、異常発熱、ブレ ーキ作動、油漏れ、油漏れ、 き裂、損傷、変形、ピン類作動、 取付、ワイヤロープ直径減少・索 線切れ、繊維ロープ(仕様、長さ、 索線切れ、毛羽立ち、摩耗・破断、 乾燥、シンプルき裂・変形・摩耗、 端末処理損傷・ほつれ、取付)、 フック変形・摩耗・外れ止め損傷、 サブブームき裂・損傷・変形	目視 操作 聴診 触診	—	—	車体	82	ロック、 ロックピン	ロック作動、ピン変形、 チェーン損傷	目視 操作	—	—
	56	つり上げ 装置	油漏れ、エア漏れ、油漏れ、 ブリーザー詰まり、取付	目視 聴診 触診	—	—		83	ジャッキ	作動、き裂、変形、摩耗	目視	—	—
	57	油取出口	カップリング損傷、油漏れ、 キャップ取付	目視	—	—		85	ターン テーブル	き裂、変形、ボルト取付	目視 探傷器	—	—
	59	作動油 タンク	油漏れ、エア漏れ、油漏れ、 ブリーザー詰まり、取付	目視 聴診 触診	✓	—		86	旋回ベアリング、 旋回ギヤ	引っ掛かり、異音、ギヤき裂・ 摩耗・取付、シール損傷	目視 操作 聴診	—	—
油圧装置	60	フィルター	汚れ・損傷、油漏れ	目視	✓	—	関係	87	旋回減速機	異音、異常発熱、油漏れ、 油漏れ	目視 聴診 触診	—	—
	61	配管ホース	き裂、損傷、老化、ねじれ、 油漏れ、取付	目視	✓	—		88	旋回ロック	ロック作動、き裂、損傷	目視 操作	—	—
	62	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、 吐出量・吐出圧力	目視 聴診 触診	✓	—		89	カウンタウエイト	取付、き裂	目視	—	—
	63	油圧モーター	油漏れ、異常振動、異音、 異常発熱	目視 聴診 触診 テスター	✓	—		90	サブフレーム	き裂、変形、取付(ボルト、ナット)	目視 探傷器	—	—
	64	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、打こん、 き裂、曲がり、擦り傷	目視 操作 スケール	✓	—	総合	91	ブーム受台	き裂、変形、ゴム損傷・脱落、 取付	目視	—	—
	65	各種弁	作動、油漏れ、方向制御弁取付、 電磁弁異音・異常発熱	目視 操作	✓	—		92	キャブ	き裂、変形、腐食、雨漏り、 ドア等の開閉、ロック・ キー作動、ガラスのがた・破損	目視 操作	—	—
	66	オイル クーラー	油温、目詰まり、パイプ変形・ 破損、油漏れ ベルトたわみ・損傷・摩耗、 モーターの異音・異常振動・ 異常発熱	目視 聴診 触診 スケール	—	—		93	座席	座席調整・ロック作動、取付	目視 操作	—	—
	67	アキュム レーター	作動、配管等の振れ・異音、 *ガス封入圧	目視 操作 聴診 圧力計	—	—		94	シートベルト	損耗、バックル・滑り止め損傷、取付	目視	—	—
	68	回転継手	回転状態、油漏れ	目視	—	—	関係	95	昇降設備、 滑り止め	き裂・損傷、変形、取付	目視	✓	—
								96	表示板	損傷、取付	目視	✓	c

排ガス装置	★	一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、排ガス 減少装置のホース・パイプの緩み・損傷	目視、聴診、レンチ等	—	—	—
-------	---	--------------	--	------------	---	---	---

次回特定自主検査実施年月 H31 年 1 月

備考	1. 下部走行体（トラック）は様式SR-KL-01、02を使用すること。	記号	交	分	修	調	締	清	給	該
	2. 事業者への要請および補修措置は様式SR-ZC-03等を使用すること。		換	解	理	整	付	掃	油	当
	3. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なもの不良の欄に「✓」印の記号を記載する。		×	⊗	△	A	T	C	L	—
	4. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。									
	5. 検査内容の項目に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。									
	6. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。									
	7. Noの網掛け項目は、定期自主検査指針の公表後において新たに装備されたものであり、追加検査項目とした。									
	8. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用を受ける高所作業車であって、同法第48条第1項に基づく定期点検基準に定める点検と同等以上の点検を作業装置以外の部分について実施し、その点検を行ったことが記録によって確認されるものについては、当該部分に係わる自主検査を省略して差し支えない。									
	9. ★及び★★印は、安衛法上及び建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づき決められている検査項目であるが、そのうち★★印は同指針にのみ基づく検査項目である。									

